

最大  
30万円

# 特定空家等の 解体工事費用を 補助します！



詳細はこちら  
(町ホームページ)

特定空家等の解体を行う方に対し、補助金を交付します。

## 対象となる空き家

- 特定空家等に認定された空家等又は不良住宅と判定された空家等であること
- 個人が所有するものであり、不動産業者等が営利目的で所有しているものでないこと
- 所有権以外の権利が設定されていないこと
- 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと
- 本町が実施する他の同様の補助制度の補助を受けていないこと

## 対象者

- 補助対象空家等の所有者又は相続人その他補助対象空家等の管理及び処分に関し正当な権利を有する人
- 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が町税等を滞納していないこと
- 八千代町暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員等でないこと

## 対象となる工事

- 町内に事務所または営業所を有する事業者によって施工されること
- 補助対象空家等の敷地内にある建築物、工作物、竹木、動産等の全てを解体及び撤去し、更地にする工事で、経費が50万円以上であること

## 対象経費

- 補助対象工事の工事費
- 廃材等の適正な収集運搬及び処分、並びに整地（舗装費用を除く）に要する費用

## 補助金の額

工事費用の3分の1に相当する額  
(千円未満切り捨て、上限30万円)

## 申請期限

リフォーム工事着手の14日前までに、申請書に必要書類を添えて都市建設課窓口まで申請  
※申請の流れは裏面を参照

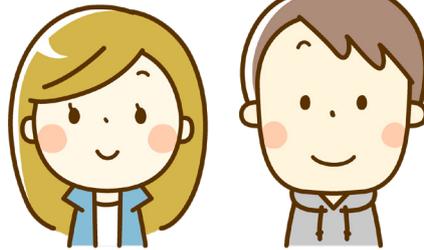
問い合わせ

〒300-3592 茨城県結城郡八千代町大字菅谷1170番地  
八千代町役場 都市建設課住宅・空き家対策係 TEL 0296-48-1111 (内線2430)

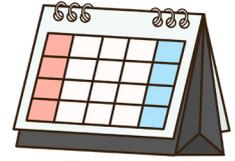
# 補助金申請の流れ



八千代町役場  
都市建設課



申請者



書類提出の  
期限など

## 特定空家等解体支援補助金の事前相談



解体工事の見積書を町内業者に依頼  
補助金の諸条件に合致することを確認

## 補助金交付申請書を提出

受付・審査  
↓  
補助金等  
交付決定通知書

通知書を受領

工事着手 ●

工事着手の  
14日前までに  
補助金交付申請書を  
役場に提出

工事完了 ●

工事完了から  
30日以内に  
補助金実績報告書を  
提出

## 補助金実績報告書を提出

受付・審査  
↓  
補助金等  
交付確定通知書

通知書を受領 ●

交付確定日から  
30日以内かつ  
交付決定を  
受けた年度の  
2月末日までに  
補助金交付請求書を  
提出

## 補助金交付請求書を提出

受付・審査  
↓  
補助金の交付

補助金を受領